

いきいきふっつ障害者プラン

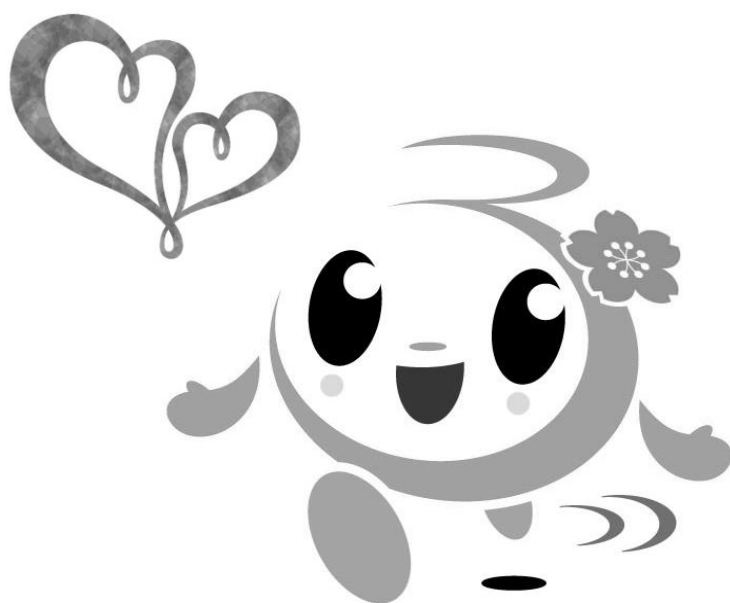
第3次基本計画

【平成30年度（2018年度）～平成38年度（2026年度）】

第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）

【平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）】

計画値見直し資料



富津市

目次

1	計画の推進と進行管理	2
(1)	富津市障害者総合支援協議会による検討	2
(2)	計画の達成状況の点検及び評価	3
2	障害福祉計画（障害児福祉計画）の基本目標	4
(1)	施設入所者の地域生活への移行	4
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	5
(3)	地域生活支援拠点等の整備	5
(4)	福祉施設から一般就労への移行	6
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等	7
3	障害福祉サービスの一覧	8
4	障害福祉サービス（障害児通所福祉サービス）	9
(1)	訪問系サービス	9
(2)	日中活動系サービス	11
(3)	居住系サービス	14
(4)	計画相談支援・地域相談支援	15
(5)	障害児通所支援・障害児相談支援	16
5	地域生活支援事業	18
(1)	理解促進研修・啓発事業、自発的活動事業	18
(2)	相談支援事業	19
(3)	成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業	20
(4)	意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業	21
(5)	日常生活用具給付等事業	22
(6)	移動支援事業	23
(7)	地域活動支援センター事業	24
(8)	任意事業	25

1 計画の推進と進行管理

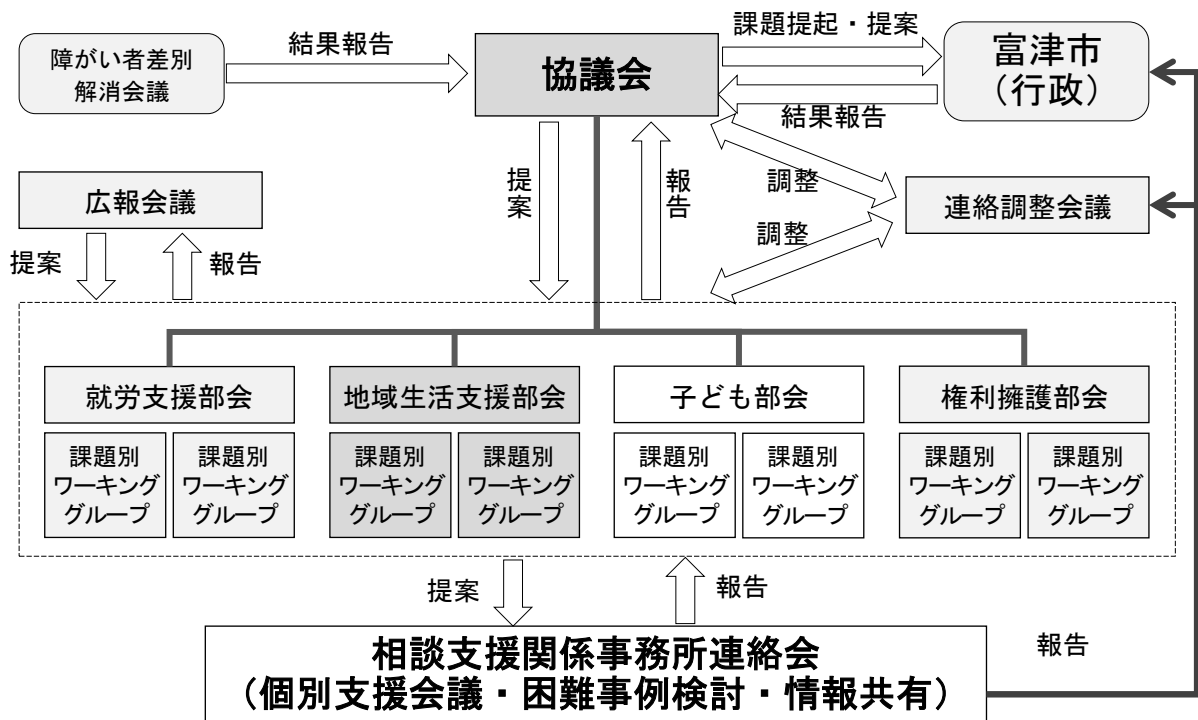
(1) 富津市障害者総合支援協議会による検討

「富津市障害者総合支援協議会」において、本計画の的確な進行管理に努めます。また、本市におけるサービス提供基盤整備のあり方について福祉、保健・医療、教育、就労等関連分野での協議・調整や、サービス提供事業者単位では対応困難なケースを総合的に対応する調整の場として「富津市障害者総合支援協議会」で具体的な検討を図り、地域全体で障がいのある人の自立生活を支援する体制を整備します。

■富津市総合支援協議会の基本機能

- 情報機能 … 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と発信
- 調整機能 … 地域の関係機関等によるネットワークの構築困難事例への対応のあり方に関する協議・調整
- 開発機能 … 地域の社会資源の開発・改善
- 育成機能 … 構成員の資質向上の場としての活用
- 権利擁護機能 … 権利擁護に関する取り組みの展開
- 評価機能 … 公平な視点からの検討
- 計画策定機能 … 障害福祉計画の策定及び進行管理

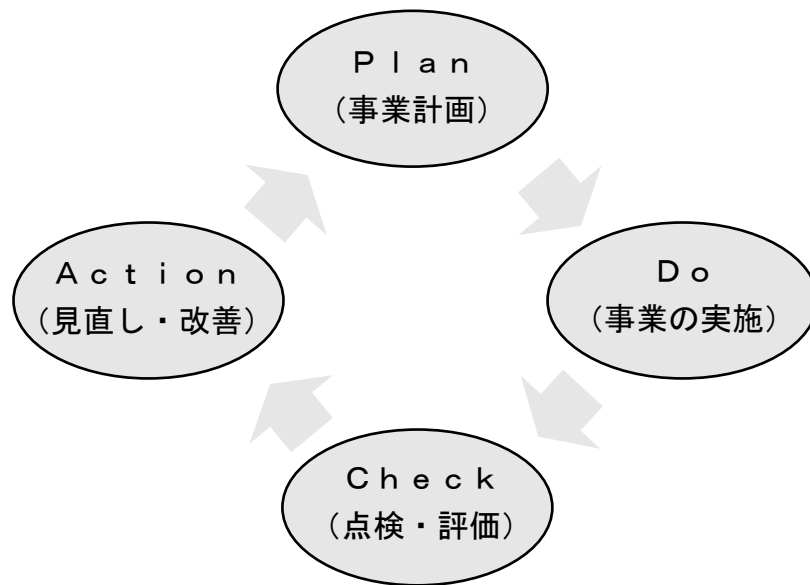
■富津市障害者総合支援協議会基本構図



(2) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画は、掲げた施策及び事業を効果的に推進するためにP D C Aサイクル(事業計画(P l a n) ⇒事業の実施(D o) ⇒点検・評価(C h e c k) ⇒見直し・改善(A c t i o n))により、障がい者施策や障害福祉サービスの利用状況のほか、入所施設から地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等の成果目標について、富津市障害者総合支援協議会で点検・評価を行い公表します。その評価の結果等を受け、計画期間中でも必要と認められるときには、その計画の見直しを行います。

■PDCAサイクル



2 障害福祉計画（障害児福祉計画）の基本目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、平成 28 年度(2016 年度)末時点において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成 32 年度(2020 年度)末における地域生活に移行する者の目標値を設定することとしています。

区 分	計画値	平成 30 年度見込
【実績値】 福祉施設入所者数 (平成28年度(2016 年度)末)	(A) 52 人	54人
【目標値】 地域生活移行者数 <目標値9%以上: (B) ÷ (A) × 100=9.0%>	(B) 5 人	0人
【見込量】 新たな施設入所支援利用者	(C) 4 人	1人
【見込量】 福祉施設入所者数 (平成32年度(2020 年度)末) (A) - (E)	(D) 51 人	54人
【目標値】 削減見込数 <目標値2%以上: (E) ÷ (A) × 100=2.0%>	(E) 1 人	0人

- (A) 富津市で支給決定を受け、障がい者施設に入所している人の数
- (B) 平成 29 年度(2017 年度)から平成 32 年度(2020 年度)末までに福祉施設入所から地域生活へ移行する人の数
- (C) 平成 32 年度(2020 年度)末までに新たに施設入所支援が必要な人の数
- (D) 富津市で支給決定を受け、障がい者施設に入所する見込みの人数
- (E) 平成 28 年度(2016 年度)末時点から平成 32 年度(2020 年度)末時点までに福祉施設入所者を削減する人の数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムとは、地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制をいいます。

国の指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、平成32年度(2020年度)末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとし、市町村単独、あるいは複数市町村での共同設置も可能とされています。本市では、市単独または複数市町村によって1箇所設置することを目標とし、協議を進めていきます。

区 分	数 値
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置(平成32年度(2020年度)末)	1箇所

<進捗状況>

袖ヶ浦市の「ケアセンターさつき」が、県から委託を受け「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」を行っており、ノウハウのある「ケアセンターさつき」へ君津圏域の4市で共同委託ができるか、また、その詳細内容を調整中です。

平成31年度は各市のケアシステムに対する考えや期待することのすり合わせ、千葉県へ実施方法の確認を行い、構築に向けて協議を続けていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、自立等に関する相談や、1人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

区 分	数 値
【目標値】 地域生活支援拠点の整備の数(平成32年度(2020年度)末)	1拠点

<進捗状況>

平成31年1月6日に、千葉県相談支援アドバイザー派遣事業で「富津市における基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の設置検討に係る研修会」を開催しました。

今後は地域生活支援拠点に求められている5つの機能別に研修会を行い、詳細を詰めていく方針です。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

本市では、平成 32 年度(2020 年度)中に 2 人が福祉施設を退所し、一般就労をすることを目標とします。また、平成 32 年度(2020 年度)末の就労移行支援事業の利用者数は、6 人を目標とします。現在市内には就労移行支援事業所がありませんが、近隣市などの既設や新規の事業所の利用を見込み、就労移行の利用増に努めます。また、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率の割合は 8 割を目標とします。

区 分	計画値	H30 見込
【実績値】 一般就労移行者数(平成 28 年度(2016 年度)年間) (A)	1人	2人
【実績値】 就労移行支援事業の利用者数(平成 28 年度(2016 年度)末) (B)	5人	5人
【目標値】 一般就労移行者数(平成 32 年度(2020 年度)年間) <目標値 1.5 倍: (C) / (A)=1.5 倍> (C)	2人	-
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数(平成 32 年度(2020 年度)末) <目標値 1.2 倍: (D) / (B)=1.2 倍> (D)	6人	-
【目標値】 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率の割合 (平成 31 年度(2019 年度)末、平成 32 年度(2020 年度)末)	8割	-

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度(2020年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に1箇所以上設置することとしています。また、重症心身障がいのある児童が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度(2020年度)末までに、主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1箇所以上確保することとしています。また、医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるように、平成30年度(2018年度)末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を1箇所設けることとしています。これらの整備にあたっては、市町村単独で設置が困難な場所には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても良いとされています。

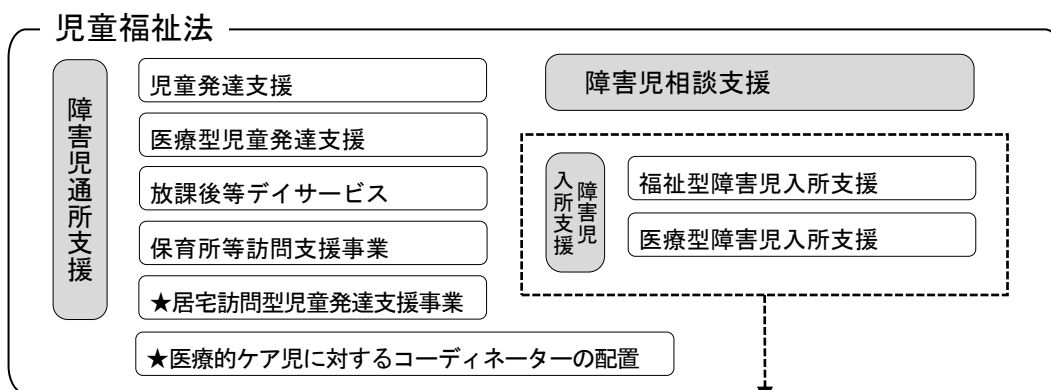
	区 分	計画値	H30 見込
①	【目標値】 児童発達支援センターの設置(平成32年度(2020年度)末)	1箇所	0箇所
②	【目標値】 保育所等訪問支援事業の実施(平成32年度(2020年度)末)	1箇所	0箇所
③	【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 (平成32年度(2020年度)末)	1箇所	0箇所
④	【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 (平成32年度(2020年度)末)	1箇所	0箇所
⑤	【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(平成30年度(2018年度)末)	1箇所	0箇所

<進捗状況>

①～④については、今後も継続して平成32年度末までに1箇所の設置や確保を目指していきます。

⑤については、君津中央病院の「君津圏域小児連携の会（コアラの会）」と君津圏域の4市で共同設置が可能か模索中であり、平成31年度（2019年度）末までの設置を目標に調整していきます。

3 障害福祉サービスの一覧



※★のサービスは平成 30 年(2018 年) 4 月から開始

4 障害福祉サービス等 計画値

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、障がいのある人が居宅において自立した日常生活及び社会生活を営むための重要なサービスとなっています。

①訪問系サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーを派遣し、障がいのある人に対して、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言及びその他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がいのある人に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言及びその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有する障がいのある人であって、常時介護を必要とする人に対して、その人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援を行います。また、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護及び危険を回避するために必要な援護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援護を包括的に提供します。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する障がいのある人に対して、外出時に同行し、移動及び外出先において必要な視覚的情報（代筆、代読含む）等の援護、その他危険を回避するために必要な援護を行います。

②第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)			平成 29 年度(2017 年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
居宅介護	時間/月	1,846	1,806	97.8%	1,901	1,791	94.2%	1,948	1,879	96.5%
	人/月	88	104	118.2%	91	103	113.2%	93	91	97.8%
重度訪問介護	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
行動援護	時間/月	9	20	222.2%	12	17	141.7%	25	16	64.0%
	人/月	1	3	300.0%	2	3	150.0%	4	3	75.0%

(つづき)

区分	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)			平成 29 年度(2017 年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
同行援護	時間/月	67	52	77.6%	67	47	70.1%	74	73	98.6%
	人/月	5	6	120.0%	5	6	120.0%	6	6	100.0%
合計	時間/月	1,922	1,878	97.7%	1,980	1,855	93.7%	2,047	1,968	96.1%
	人/月	94	113	120.2%	98	112	114.3%	103	100	97.1%

③第5期の計画値

区分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)			平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
		計画値	見込み値	達成率	計画値	計画値
居宅介護	時間/月	1,893	1,650	87.2%	1,923	1,954
	人/月	101	82	81.2%	100	99
重度訪問介護	時間/月	0	0	—	0	0
	人/月	0	0	—	0	0
行動援護	時間/月	16	16	100.0%	15	14
	人/月	3	3	100.0%	3	3
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	—	0	0
	人/月	0	0	—	0	0
同行援護	時間/月	71	79	111.3%	75	75
	人/月	6	5	83.3%	6	6
合計	時間/月	1,980	1,745	88.1%	2,013	2,043
	人/月	110	90	81.8%	109	108

※平成 30 年度の見込み値については、年度途中であるため、4 月～11 月利用分までの実績値を基に計算しています。以下同様。

④サービス見込量確保のための方策

今後、利用ニーズの増加が見込まれることから、必要に応じたサービスが柔軟に利用できるようサービス供給体制の促進に努めます。また、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充、専門的人材の確保及び質的向上を図るよう働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（ショートステイ）及び宿泊型自立訓練等があり、日中に生活援助や自立に向けた就労支援を行うものです。

①日中活動系サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設において、常時介護を必要とする人に対して、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	機能訓練は、身体障がいのある人や難病等対象者に対して、障害者支援施設等において、又は居宅を訪問して行う理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。生活訓練は、知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障害者支援施設等において、又は居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関し自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して行われる、生産活動、職場体験、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓及び就職後の職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。A型は、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対して行われます。B型は、通常の事業所に雇用されていた障がいのある人であってその年齢や心身の状況その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人等に対して雇用契約を結ばずに行われます。
就労定着支援	就労移行支援又は就労継続支援等を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に対して、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、医療機関その他の人との連絡調整及びに雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行います。

サービス名	内容
療養介護	医療を必要とする障がいのある人であって常に介護を必要とする人に対して、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の疾病その他の理由により、障害者支援施設や児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人に、当該施設への短期間の入所とともに入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

②第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
生活介護	日/月	2,577	2,808	109.0%	2,637	2,685	101.8%	2,698	2,728	101.1%
	人/月	122	138	113.1%	125	133	106.4%	128	138	107.8%
自立訓練 (機能訓練)	日/月	0	0	—	0	10	—	21	23	109.5%
	人/月	0	0	—	0	1	—	3	3	100.0%
自立訓練 (生活訓練)	日/月	80	52	65.0%	80	121	151.3%	183	56	30.6%
	人/月	4	3	75.0%	4	8	200.0%	12	5	41.7%
就労移行支援	日/月	155	78	50.3%	189	54	28.6%	224	62	27.7%
	人/月	9	6	66.7%	11	4	36.4%	13	5	38.5%
就労継続支援 (A型)	日/月	50	67	134.0%	50	48	96.0%	50	45	90.0%
	人/月	3	3	100.0%	3	2	66.7%	3	2	66.7%
就労継続支援 (B型)	日/月	1,463	1,445	98.8%	1,493	1,590	106.5%	1,523	1,414	92.8%
	人/月	82	84	102.4%	84	93	110.7%	86	88	102.3%
療養介護	人/月	2	2	100.0%	2	3	150.0%	4	4	100.0%
短期入所 (福祉型)	日/月	225	306	136.0%	232	249	107.3%	232	247	106.5%
	人/月	16	24	150.0%	17	21	123.5%	17	23	135.3%
短期入所 (医療型)	日/月	0	0	—	0	0	—	0	1	—
	人/月	0	0	—	0	0	—	0	1	—
宿泊型自立訓練	日/月	30	50	166.7%	60	135	225.0%	166	42	25.3%
	人/月	1	2	200.0%	2	5	250.0%	6	2	33.3%

③第5期の計画値

区分	単位	平成30年度(2018年度)			平成31年度(2019年度)		平成32年度(2020年度)	
		計画値	見込み値	達成率	計画値	修正値	計画値	修正値
生活介護	日/月	2,867	2,832	98.8%	2,890	-	2,913	-
	人/月	144	142	98.6%	146	-	148	-
自立訓練 (機能訓練)	日/月	32	36	112.5%	32	-	32	-
	人/月	4	6	150.0%	4	6	4	6
自立訓練 (生活訓練)	日/月	83	30	36.1%	100	40	100	40
	人/月	8	3	37.5%	10	4	10	4
就労移行支援	日/月	65	80	123.1%	63	-	61	-
	人/月	3	5	166.7%	3	5	3	5
就労継続支援 (A型)	日/月	45	112	248.9%	45	112	45	112
	人/月	2	6	300.0%	2	6	2	6
就労継続支援 (B型)	日/月	1,885	1,491	79.1%	2,060	-	2,251	-
	人/月	104	89	85.6%	112	-	120	-
★就労定着 支援	日/月	0	0	-	0	-	0	-
	人/月	0	0	-	0	-	0	-
療養介護	人/月	3	3	100.0%	3	-	3	-
短期入所 (福祉型)	日/月	349	246	70.5%	372	-	396	-
	人/月	27	25	92.6%	29	-	31	-
短期入所 (医療型)	日/月	0	0	-	0	-	0	-
	人/月	0	0	-	0	-	0	-
宿泊型自立 訓練	日/月	70	30	42.9%	80	40	80	40
	人/月	3	1	33.3%	4	2	4	2

※平成30年度の見込み値については、年度途中であるため、4月～11月利用分までの実績値を基に計算しています。以下同様。

④サービス見込量確保のための方策

福祉施設の活用によるサービス提供を図ります。

サービス利用者数の増加や施設入所者等の地域移行により、利用が増加していくことが見込まれるサービスは、需要増加の情報提供に努め、サービス提供事業者による整備が図られるよう働きかけていきます。

(3) 居住系サービス

①居住系サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援等を利用していただ障がいのある人に対して、居宅において自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回訪問等により相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がいのある人に対して、主として夜間において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

②第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
共同生活援助	人/月	65	69	106.2%	67	70	104.5%	68	71	104.4%
施設入所支援	人/月	51	53	103.9%	50	54	108.0%	49	53	108.2%

③第5期の見込量

区分	単位	平成30年度 (2018年度)			平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
		計画値	見込み値	達成率	計画値	計画値
★自立生活援助	人/月	0	0	-	0	0
共同生活援助	人/月	74	73	98.6%	76	78
施設入所支援	人/月	55	54	98.2%	55	54

※平成30年度の見込み値については、年度途中であるため、4月～11月利用分までの実績値を基に計算しています。以下同様。

④サービス見込量確保のための方策

福祉施設資源の活用によるサービス提供を図ります。

サービス利用者数の増加や施設入所者等の地域移行により、利用が増加していくことが見込まれるサービスは、需要増加の情報提供に努め、サービス提供事業者による整備が図られるよう働きかけていきます。

(4) 計画相談支援・地域相談支援

①計画相談支援等の内容

サービス名	内容
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	心身の状況、サービスの利用に関する意向等を勘案し、関係者との連絡調整を行い「サービス等利用計画(案)」を作成します。また、サービス等利用計画が適切であるかどうか「サービス等利用計画」の見直しや変更を行うとともに、関係者との連絡調整を行います。
地域相談支援	地域での生活に移行する障がいのある人及び地域に移行した障がいのある人を支援します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人、その他地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

②第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	人/年	322	420	130.4%	347	552	159.1%	372	613	164.8%
地域移行支援	人/年	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
地域定着支援	人/年	0	0	—	0	0	—	1	0	0.0%

③第5期の見込量

区分	単位	平成30年度 (2018年度)			平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
		計画値	見込み値	達成率	計画値	計画値
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	人/年	770	594	77.1%	870	900
地域移行支援	人/年	1	1	100.0%	1	1
地域定着支援	人/年	0	0	—	0	1

※平成30年度の見込み値については、年度途中であるため、4月～11月利用分までの実績値を基に計算しています。以下同様。

④サービス見込量確保のための方策

相談支援事業所と連携し、サービス等利用計画の質の向上に努めます。

施設入所者等の地域での生活に移行を進める上で施設や医療機関と連携を強化し、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用増加に努めます。

(5) 障害児通所支援、障害児相談支援

障害のある児童への支援には、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援があり、障がいのある児童に対し将来における自立した生活を実現させるため、身近な地域でそれぞれの障がい特性に応じた専門的な支援を行うものです。

①障害児通所支援、相談支援等の内容

サービス名	内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能を付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいがあり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学しており、放課後や夏休み等の長期休暇中に支援が必要と認められた障がいのある児童に対して、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練の実施を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	医療的なケアが必要な児童に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置（市町村単独での配置が困難な場合は圏域での配置も可）します。
障害児相談支援	通所給付決定の申請等に係る障がいのある児童の保護者に対して、その児童の心身の状況、置かれている環境、その児童又は保護者の障害児通所支援等の利用に関する意向を勘案し、関係者との連絡調整を行い「障害児支援利用計画(案)」を作成します。また、その計画が適切であるかどうか、モニタリング期間ごとに利用状況を検証・見直しを行い、計画の変更や関係者との連絡調整等を行います。

②第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
児童発達支援	日/月	165	108	65.5%	165	93	56.4%	176	169	96.0%
	人/月	14	10	71.4%	14	7	50.0%	15	10	66.7%
医療型児童発達支援	日/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
放課後等デイサービス	日/月	280	389	138.9%	289	472	163.3%	418	470	112.4%
	人/月	36	44	122.2%	37	53	143.2%	38	36	94.7%
保育所等訪問支援	日/月	1	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
	人/月	1	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
障害児相談支援	人/月	6	5	83.3%	7	6	85.7%	8	7	87.5%

③第5期の計画値

区分	単位	平成30年度(2018年度)			平成31年度(2019年度)		平成32年度(2020年度)	
		計画値	見込み値	達成率	計画値	修正値	計画値	修正値
児童発達支援	日/月	177	223	126.0%	215	—	215	—
	人/月	11	13	118.2%	12	—	12	—
医療型児童発達支援	日/月	0	0	—	0	—	0	—
	人/月	0	0	—	0	—	0	—
放課後等デイサービス	日/月	583	509	87.3%	600	—	600	—
	人/月	74	37	50.0%	75	38	75	38
保育所等訪問支援	日/月	1	0	0.0%	1	—	1	—
	人/月	1	0	0.0%	1	—	1	—
★居宅訪問型児童発達支援	日/月	0	0	—	0	—	0	—
	人/月	0	0	—	0	—	0	—
★医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	人/月	0	0	—	0	—	0	—
障害児相談支援	人/月	7	7	100.0%	8	—	9	—

※平成30年度の見込み値については、年度途中であるため、4月～11月利用分までの実績値を基に計算しています。以下同様。

④サービス見込量確保のための方策

福祉施設資源の活用によるサービス提供を図ります。

障がいのある児童のニーズや課題に対応できるように情報提供に努め、サービス提供事業者による整備が図られるよう働きかけていきます。

障がい者相談支援事業所と連携し、サービス等利用計画の質の向上に努めます。

5 地域生活支援事業 計画値

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

①理解促進研修・啓発事業の内容

事業等	内容
理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障がいがある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

②第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	100.0%	実施	実施	100.0%	実施	実施	100.0%
自発的活動支援事業	実施	未実施	実績なし	—	未実施	実績なし	—	未実施	実績なし	—

③第5期の見込量

区分	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	未実施	未実施	未実施

④サービス見込量確保のための方策

理解促進研修・啓発事業への参加者が増加するように工夫し、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけの強化を図ります。

現在、自発的活動支援事業の利用希望者がいないため、未実施となっていますが、障がいのある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な活動のニーズを把握し、共生社会実現に向けて、障がい者団体が取り組む活動へより多くの方々が参加できるよう、取り組みを検討します。

(2) 相談支援事業

①相談支援事業の内容

事業等	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する様々な問題に対して、その相談に応じ必要な情報の提供、助言を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のため関係機関との連絡調整を強化します。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、障がいのある人の総合的かつ専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、地域移行及び地域定着の役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能を強化するため、一般的な相談支援機能に加え、専門職員を配置し、困難ケース等の対応を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整や家主等への相談や助言を通して障がいのある人の地域での生活を支援します。
富津市障害者総合支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい者福祉に関するシステムを構築し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置します。

②第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
一般相談支援事業所	設置箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
特定相談支援事業所	設置箇所	5	4	80.0%	5	5	100.0%	6	5	83.3%
基幹相談支援センター	設置	未設置	未設置	—	未設置	未設置	—	設置	未設置	0.0%
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	未実施	実施	—	未実施	実施	—	未実施	実施	0.0%
住宅入居等支援事業	実施	未実施	未実施	—	未実施	未実施	—	未実施	未実施	—
富津市障害者総合支援協議会	設置	設置	設置	100.0%	設置	設置	100.0%	設置	設置	100.0%

③第5期の計画値

区分	単位	平成30年度(2018年度)			平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)
		計画値	見込み値	達成率	計画値	計画値
一般相談支援事業所	設置箇所	1	1	100.0%	1	1

特定相談支援事業所	設置箇所	6	5	83.3%	6	7
基幹相談支援センター	設置	未設置	未設置	-	未設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	100.0%	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	未実施	未実施	-	未実施	未実施
富津市障害者総合支援協議会	設置	設置	設置	100.0%	設置	設置

④サービス見込量確保のための方策

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして、様々な相談に応じられるよう専門的な職員を配置します。

障がいのある人などから相談に応じた必要な支援や虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整を行うためにネットワークの構築を図り、地域の関係機関の連携強化を図ります。

(3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

①事業の内容

事業等	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料・鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することを通して成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援及びその他法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業を行います。

②第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
成年後見制度法人後見支援事業	実施	未実施	未実施	—	未実施	未実施	—	実施	実施	—

③第5期の計画値

区分	単位	平成30年度(2018年度)			平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)
		計画値	見込み値	達成率	計画値	計画値
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	—	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	100.0%	実施	実施

「成年後見制度利用支援事業」については、これまで利用実績はありませんが、引き続き毎年1人の利用があると想定し、見込量を設定しました。

成年後見制度法人後見支援事業については、富津市社会福祉協議会で法人後見制度が導入されています。

④サービス見込量確保のための方策

社会福祉協議会等と連携し情報提供を行い、障がいのある人の権利擁護に努めます。また、障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度を実施する法人の動向を勘案し実施に向けて検討を行います。



(4) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

聴覚、音声・言語機能その他の障がいのため、意思の疎通に支障がある人に対して、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がいのある人とその相手との意思疎通の円滑化を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

日常会話を行うのに必要な手話単語及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思の疎通に支障のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

①意思疎通支援事業の内容

事業等	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がいのある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

②第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
手話通訳者派遣事業	件/年	27	16	59.3%	30	17	56.7%	30	12	40.0%
	人/年	5	7	140.0%	7	7	100.0%	7	7	100.0%
要約筆記者派遣事業	件/年	0	0	—	0	0	—	1	0	0.0%
	人/年	0	0	—	0	0	—	1	0	0.0%
手話奉仕員養成研修事業	件/年	243	432	177.8%	258	54	20.9%	54	27	50.0%

③第5期の見込量

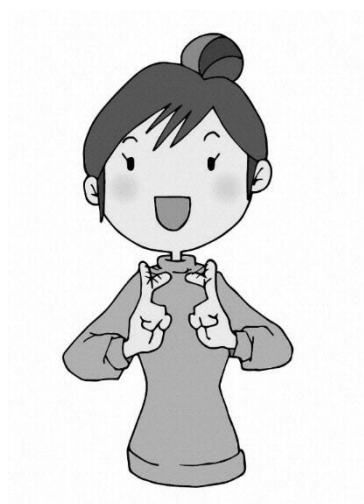
区分	単位	平成30年度(2018年度)			平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)
		計画値	見込み値	達成率	計画値	計画値
手話通訳者派遣事業	件/年	11	12	109.1%	10	9
	人/年	7	5	71.4%	7	7
要約筆記者派遣事業	件/年	1	0	—	1	1
	人/年	1	0	—	1	1
手話奉仕員養成研修事業	件/年	27	27	100.0%	27	27

「要約筆記者派遣事業」については、これまで利用実績はありませんが、実施可能な状況であるため、1件の利用があると見込みました。

④サービス見込量確保のための方策

聴覚障害者団体やボランティア団体と協議し、利用者の意向を反映した適切なサービスの提供を図ります。

聴覚、言語機能又は音声機能等の障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、専門性の高い意思疎通支援を行う手話奉仕員を養成します。今後も関係団体と連携して新規参加者を募るとともに、福祉サービスの担い手の人材養成と確保に努めていきます。



(5) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の向上を図ります。

①日常生活用具給付等事業の内容

事業等	内容
日常生活用具給付事業	日常生活上の向上を図るため、下記の内容を給付します。

区分	内容	
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・体位変換器等
	②自立生活支援用具	入浴補助用具・聴覚障害者用屋内信号装置等
	③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器・盲人用体温計等
	④情報・意思疎通支援用具	点字器・人口喉頭等
	⑤排せつ管理支援用具	ストマ用装具・紙おむつ等
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	スロープ・手すり等・設置に小規模な住宅改修を伴う用具

②第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
①介護・訓練支援用具	件/年	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	3	150.0%
②自立生活支援用具	件/年	4	1	25.0%	7	6	85.7%	7	9	128.6%
③在宅療養等支援用具	件/年	5	28	560.0%	7	4	57.1%	7	3	42.9%
④情報・意思疎通支援用具	件/年	4	7	175.0%	6	3	50.0%	6	3	50.0%
⑤排せつ管理支援用具	人/年	90	111	123.3%	101	115	113.9%	102	108	105.9%
⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	2	2	100.0%	2	0	0.0%	2	3	150.0%
合計	件/年	107	149	139.3%	125	128	102.4%	126	129	102.4%

③第5期の計画値

区分	単位	平成30年度(2018年度)			平成31年度(2019年度)		平成32年度(2020年度)	
		計画値	見込み値	達成率	計画値	修正値	計画値	修正値
①介護・訓練支援用具	件/年	2	2	100.0%	2	-	2	-
②自立生活支援用具	件/年	9	3	33.3%	9	4	9	4
③在宅療養等支援用具	件/年	1	4	400.0%	1	4	1	4
④情報・意思疎通支援用具	件/年	3	4	133.3%	3	-	3	-
⑤排せつ管理支援用具	人/年	117	111	94.9%	119	-	121	-
⑥居住生活動作補助用具	件/年	3	3	100.0%	3	-	3	-
合計	件/年	135	128	94.8%	137	135	139	135

④サービス見込量確保のための方策

引き続き、制度の周知を図りながら利用促進を図ります。

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

①移動支援事業の内容

事業等	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、余暇活動や買い物などの外出支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

②第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
移動支援事業	時間/月	511	464	90.8%	524	436	83.2%	538	406	75.5%
	人/月	45	40	88.9%	46	42	91.3%	47	39	83.0%

③第5期の見込量

区分	単位	平成30年度(2018年度)			平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)
		計画値	見込み値	達成率	計画値	計画値
移動支援事業	時間/月	444	455	102.5%	438	432
	人/月	40	38	95.0%	40	40

④サービス見込量確保のための方策

障がいのある人の社会参加を促進するため、利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。

(7) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業では、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいの特性に応じた作業指導及び生活訓練、社会生活及び家庭生活に必要な学習及び指導を行い、就労や障害福祉サービス（就労継続支援）の利用につなげていきます。

① 地域活動支援センター事業の内容

事業等	内容
地域活動支援センターⅠ型事業	医療及び福祉並びに地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型事業	地域において雇用又は就労が困難な在宅の障がいのある人等に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型事業	地域の障がいのある人等のための援護対策として通所による生活訓練、作業訓練を実施します。

② 第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
地域活動支援センターⅠ型事業	人/月	7	7	100.0%	8	9	112.5%	12	8	66.7%
	箇所	0	0	—	0	0	—	0	0	—
地域活動支援センターⅡ型事業	人/月	14	14	100.0%	14	13	92.9%	14	13	92.9%
	箇所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
地域活動支援センターⅢ型事業	人/月	11	3	27.3%	11	10	90.9%	11	10	90.9%
	箇所	0	0	—	0	0	—	0	0	—

③ 第5期の見込量

区分	単位	平成30年度(2018年度)			平成31年度(2019年度)		平成32年度(2020年度)	
		計画値	見込み値	達成率	計画値	修正値	計画値	修正値
地域活動支援センターⅠ型事業	人/月	5	10	200.0%	5	10	5	10
	箇所	0	0	—	0	0	0	0
地域活動支援センターⅡ型事業	人/月	13	11	84.6%	13	13	13	13
	箇所	2	2	100.0%	2	2	2	2
地域活動支援センターⅢ型事業	人/月	14	10	71.4%	17	17	20	20
	箇所	0	0	—	0	0	0	0

④サービス見込量確保のための方策

障がいのある人の地域生活の場、社会参加の場として、創作的活動・生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等、地域の実情に応じ柔軟に事業を実施する地域活動支援センターの運営を支援します。

(8) 任意事業

本市では実情や利用者ニーズに対応し、次のような任意事業を実施しており、今後も地域の実情やニーズに合わせて事業の実施を検討します。

①任意事業の内容

事業等	内容
生活ホーム事業	心身に障がいのある人で、自立した生活を望みながらも、さまざまな事情により困難な人に暮らしの場を提供する事業です。地域社会の中にある住宅で、数人が共同で生活し、世話人が日常的な生活援助を行います。
知的障害者職親委託制度事業	知的障がいのある人を、一定期間事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。
日中一時支援事業	家族が緊急な理由等により、障がいのある人を介護することができない時に日中における活動の場を確保し、一時的な見守り等の支援を行います。
社会参加促進事業	障害者自動車改造費助成、障害者運転免許取得費助成等、障がいのある人の社会参加を促進する事業です。
巡回支援専門員整備事業（療育等支援事業）	発達障がいのある児童の早期発見・早期療育を行うため、市役所（週2日）や市内保育所等で臨床心理士、言語聴覚士によることばの訓練、心理診断、指導者への支援方法についてアドバイスを行い、その児童の発達を支援します。

②第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
生活ホーム事業	人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
知的障害者職親委託制度事業	人/月	2	2	100.0%	2	3	150.0%	3	2	66.7%
日中一時支援事業	回/月	233	211	90.6%	249	244	98.0%	249	257	103.2%
	人/月	35	34	97.1%	36	35	97.2%	37	37	100.0%
社会参加促進事業	障害者自動車改造費助成 件/年	1	2	200.0%	1	0	0.0%	1	2	200.0%
	障害者運転免許取得費助成 件/年	1	3	300.0%	1	2	200.0%	1	0	0.0%
巡回支援専門員整備事業（療育等支援事業）	来所人数	60	82	136.7%	62	78	125.8%	86	80	93.0%
	巡回訪問箇所	18	18	100.0%	19	18	94.7%	20	22	110.0%

③第5期の計画値

区分	単位	平成30年度 (2018年度)			平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
		計画値	見込み値	達成率	計画値	計画値	
生活ホーム事業	人/月	1	1	100.0%	1	1	
知的障害者職親委託制度事業	人/月	3	2	66.7%	3	3	
日中一時支援事業	回/月	279	253	90.7%	307	337	
	人/月	36	40	111.1%	37	38	
社会参加促進事業	障害者自動車改造費助成	人/月	2	1	50.0%	2	2
	障害者運転免許取得費助成	人/月	2	0	-	2	2
巡回支援専門員整備事業 (療育等支援事業)	来所人数	79	59	74.7%	78	77	
	巡回訪問箇所	24	21	87.5%	27	30	

④サービス見込量確保のための方策

利用者のニーズを把握し、柔軟な対応に努めます。